

社会福祉法人静和会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の、女性職員の育児休業取得率100%の維持

男性職員の育児休業取得率20%を目指す

目標2：労働者一人当たり月平均残業時間2時間以内の維持

<具体的な行動内容>

令和7年4月 業務効率化推進委員会設置（3ヵ月に1回程度開催し課題検討）

令和7年5月 男性の育休制度、育児休業及び休暇制度に関するパンフレット
作製

令和7年6月 職員会議等による制度周知

令和7年7月 外国人材採用により人員を確保し、業務負担軽減を図る

令和8年3月 設定目標の達成状況確認

社会福祉法人 静和会

会長 松村 吉一

社会福祉法人静和会 行動計画

(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：期間内に有給休暇取得率の10%向上

目標2：労働者一人当たり月平均残業時間2時間以内の維持

<具体的な行動内容>

令和7年4月 職員会議等を通し、有給休暇取得推進及び残業時間減少目標を周知

令和7年10月 有給休暇取得状況の確認及び残業時間数の現状把握
有給休暇取得率の低い職員及び残業時間数の多い職員に対し個別面談を実施し、業務の現状把握を行うと共に、助言・指導を実施

令和8年3月 目標の達成状況を確認し、次年度以降に向けた改善計画の策定

社会福祉法人 静和会

会長 松村 吉一